

令和2年5月19日(火曜日)



(発信者)
野々市市 市民協働課 広報広聴係
電話番号 076-227-6056
FAX 番号 076-227-6259
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

「所管する学校に対する業務改善方針及び業務改善計画」の改定について

1 趣旨と目的

本市では、平成30年より、市立小中学校の教職員の時間外勤務時間の削減をはじめとする多忙化改善を目的に、勤務時間調査をもとに、市として具体的な業務改善方針と業務改善計画を定めている。

持続的な業務改善と環境整備が進むよう、学校が担うべき業務の改善や精選を、地域や家庭の理解を得ながら、市教育委員会と学校が協力して計画的に取り組んでいく。

2 改定のポイント

(1) 市が掲げる達成目標の変更

- ・改正給特法に伴う超過勤務時間の上限を定めた指針の告示を受け長期目標を変更したものの。
「1か月当たりの時間外労働を年間通して45時間以下、1年当たり360時間以下に抑制」
- ・令和2年度が最終年度となる中期目標の達成を目指した取組を継続・強化したものの。
「1か月当たりの時間外労働時間を繁忙期であっても80時間以下、かつ年平均45時間以下に抑制」

(2) 取組等の変更

- ・年次有給休暇の取得促進等、県の方針の改定を受け、変更したものの。

お問い合わせ先

野々市市教育委員会 学校教育課 TEL 227-6162